

千葉市インターンシップ・キャリア実習事業実施要綱

（要綱の目的）

第1条 この要綱は、千葉市（以下「市」という。）が実施する千葉市インターンシップ・キャリア実習事業（以下「インターンシップ・キャリア実習」という。）に関し、必要な事項を定める。

（インターンシップ・キャリア実習の目的）

第2条 インターンシップ・キャリア実習は、次条に定める学生等に対し市における就業体験の機会を設けることにより、職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を目的とする。

（インターンシップ・キャリア実習の対象者）

第3条 インターンシップ・キャリア実習の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

（実習生の受入手続き等）

第4条 市は、インターンシップ・キャリア実習として学生等を受け入れることのできる所属名等を市ホームページ等によりあらかじめ提示するものとする。

2 大学等の代表者は、その教育の一環として市における学生等の実習を希望するときは、市長に対して千葉市インターンシップ・キャリア実習申請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 市長は実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生等を選考し、受入れの可否を大学等に通知する。

(1) 希望する実習の内容が市で予定している実習テーマと合致していること。

(2) 大学等において、事前の学習やインターンシップ・キャリア実習終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。

(3) 市が行う業務に支障がないこと。

4 前項の規定に基づく決定を行う際は、市長は、実習の受入先となる各局区長に協議するものとする。

5 学生等の受入れを決定した場合は、市は大学等と千葉市インターンシップ・キャリア実習に関する協定書（様式第2号）により協定を締結する。

（報酬等）

第5条 市は、実習の受入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（実習生の身分）

第6条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

（実習に専念する義務）

第7条 実習生は、千葉市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（法令遵守義務）

第8条 実習生は、実習期間中は、千葉市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第10条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

2 実習生は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても千葉市の指示によることとする。

(2) 実習生は、千葉市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために千葉市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

3 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

(実習中における事故の責任等)

第11条 大学等は、実習期間中の事故等に備えて、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

2 市は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中及び実習先と往復途上における事故に関しては、大学等及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第12条 実習生は、前5条の規定を遵守するため、市に対して誓約書(様式第3号)を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第13条 市は、実習生が前6条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は大学等にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第14条 市は、大学等が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉市インターンシップ・キャリア実習事業に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成１９年４月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年２月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２ この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。